

市第73号議案

横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部改正

横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部を改正する条例

横浜市墓地及び霊堂に関する条例（平成5年3月横浜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「8,000円」を「8,220円」に、「60,000円」を「61,710円」に、「30,000円」を「30,850円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市墓地及び霊堂に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の芝生型納骨施設の使用並びに合葬式樹木型納骨施設及び合葬式慰霊碑型納骨施設の使用の許可（以下「使用等」という。）に係る管理料について適用し、同日前の使用等に係る管理料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

芝生型納骨施設等の管理料について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部を改正し

たいので提案する。

参 考

横浜市墓地及び霊堂に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第 3（第 5 条の 2 第 1 項）

種 別	単 位	管 理 料
(省 略)		
芝 生 型 納 骨 施 設	1 区画につき 1 年間	$\frac{8,220 \text{ 円}}{8,000 \text{ 円}}$
合 葬 式 樹 木 型 納 骨 施 設	1 体につき 永年	$\frac{61,710 \text{ 円}}{60,000 \text{ 円}}$
合 葬 式 慰 霊 碑 型 納 骨 施 設	1 体につき 30 年間	$\frac{30,850 \text{ 円}}{30,000 \text{ 円}}$